

意匠登録出願サービスの流れ

淵上弁理士事務所

依頼者

1. 問い合わせ段階

① お問い合わせ

② 回答

以下の項目に関する簡単なガイダンス

- ・本サービスの内容について
- ・委任契約の締結について
- ・ご用意いただく資料について

委任契約書の締結

③ サービス利用料の支払い

2. 出願準備段階

④ 出願書面の作成

意匠登録願の作成に着手します。
提出された図面等の最適化を行います。
必要に応じて依頼者にヒアリングすることがあります。

⑤ 意匠図面（写真）の提出

図面はまた写真を提出してください。

⑥ 出願書面の確認

弁理士が作成した意匠登録願の内容確認をお願いします。
依頼者の指摘に応じて意匠登録願の訂正・修正を行います。

3. 出願～審査段階

⑦ 意匠登録出願手続

意匠登録願を特許庁に提出します。
これにより出願日が確定します。

特許庁の審査開始

出願が終わると審査が始まります。
審査期間は概ね7ヶ月程度です。
出願後は特許庁の指示に従って対応を進めます。
特許庁からの情報は依頼者と共有します。

4. 登録段階

⑧ 登録査定を依頼者に報告

審査結果を依頼者に報告します。
登録査定の場合は登録料の納付手続きが必要になります。

⑨ 登録料の支払い

⑩ 登録証を依頼者に送付

登録料の納付後、1ヶ月ほどで登録証が発行されます。